

【資料4】

プロポーザル方式実施説明書

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

- ア 業務委託名 : 第3次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務
イ 業務内容 : 【資料2】仕様書(案)のとおりに
ウ 履行期間 : 契約締結の日から令和7年3月21日まで
エ 提案上限金額: 11,751,300円(消費税および地方消費税を含む)

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	【資料1】業務説明資料	
3	【資料2】仕様書(案)	
4	【資料3】評価基準	
5	【資料4】プロポーザル方式実施説明書	
6	【資料5】契約書(案)	
7	様式1	参加意向申出書
8	様式1関係	入札参加資格審査申請に準じた書類(別記1)
9	様式2	参加資格確認結果通知書
10	様式3-1	質問書
11	様式3-2	質問回答書
12	様式4	応募申請書
13	様式5	企画提案書(表紙)
14	様式6	会社概要書
15	様式7	業務実績表
16	任意様式	業務実施体制表
17	任意様式	業務の実施方針及び手法、業務フロー
18	任意様式	企画提案書
19	様式8	業務工程表
20	任意様式	見積書及び見積内訳書
21	様式9	共同企業体協定書
22	様式10	結果通知書

(3) スケジュール

本プロポーザル方式によるスケジュールは次のとおりとする。

参加意向申出書等受付期間	令和6年6月21日（金）から 令和6年7月5日（金）午後5時まで
質問書受付期間	令和6年6月21日（金）から 令和6年7月5日（金）午後5時
質問書への回答の公表（市HP掲載）	令和6年7月10日（水）までに 随時、市HPにて回答公表
参加資格確認結果通知書交付日	令和6年7月9日（水）までに通知
企画提案書等提出期間	令和6年6月21日（金）から 令和6年7月19日（金）午後5時まで
1次審査結果通知日	令和6年7月25日（木）
2次審査（プレゼンテーション）	令和6年8月1日（木）
2次審査結果通知日	令和6年8月2日（金）予定
契約締結	令和6年8月5日（月）以降

2 担当部署及びお問い合わせ先

〒904-2292 うるま市みどり町1丁目1番1号 東棟3階

うるま市 企画部 企画政策課 担当：安慶名・金城

電話 098-973-5005 FAX 098-979-7340

メールアドレス kikaku-ka@city.uruma.lg.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 引き続き1年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を参加意向申出書の提出期限日までに提出した者であり、国税及び納期限が到来している地方税に未納がない者であること。
- (3) 入札対象業務委託契約等において、業務に必要とする条件を満たしていること。
- (4) 「うるま市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成17年告示第12号）」別表及び「うるま市庁舎等管理及び物品製造指名業者選定委員会要綱（平成30年訓令第5号）」別表（以下「指名停止措置要綱」という。）による入札参加停止期間中でないこと。また、入札参加有資格業者以外の者にあつては、指名停止措置要綱に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき校正手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員で亡くなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

- (7) 共同企業体が応募した場合は、(1)、(2)、(4)、(5)、(6)はすべての構成員が満たすものとし、(3)については、構成員のいずれかが満たしていること。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出等

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア 受付期限：令和6年7月5日（金）午後5時まで【必着】

イ 提出先：うるま市 企画部 企画政策課 担当：安慶名、金城

ウ 提出方法：持参又は郵送

（持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く）

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

エ 提出書類

（ア）参加意向申出書（様式1）

（イ）別記1に掲げる入札参加資格審査申請に準じた書類

（ウ）共同企業体協定書（様式9）

※共同企業体で応募しない場合は、不要

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

ア 交付場所：うるま市 企画部 企画政策課

イ 日 時：令和6年7月9日（火）午後3時以降

ウ その他：電話連絡等はない。なお、郵送を希望する場合は、参加意向申出書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

(3) 参加資格がないと認められたものの理由説明要求

(2)で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出期限：令和6年7月19日（金）午後5時まで【必着】

イ 提出先：うるま市 企画部 企画政策課 担当：安慶名、金城

ウ 提出方法：持参又は郵送

（持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く）

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

エ 提出書類：理由説明要求書（任意様式）

(4) 質問書の提出及び回答（様式3-1、3-2）

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。質問に対する回答は、随時、市HPにて回答を公表する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限：令和6年7月5日（金）

イ 提出先：うるま市 企画部 企画政策課 担当：安慶名、金城

ウ 提出方法：持参、郵送、FAX又は電子メール

（持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く）

（持参以外は着信確認を行うこと。）

エ 回答及び方法：令和6年7月10日（水）までに随時、市HPにて回答を公表する。

5 参加資格の喪失

- (1) 参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。
- ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格のすべての要件を満たす者ではなくなったとき
- イ 第1章4(1)エ及び第2章1(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料の作成要領

- (1) 企画提案書、その他企画提案に関する資料(以下「企画提案書等」という。)は、以下の要領で作成すること。様式指定のものについては、別紙指定様式により作成し、任意様式のものについては、必要に応じず表頭を使用して簡潔でわかりやすいものとする。企画提案書等のサイズはA4版を標準とする。
- ア 応募申請書(様式4)
- イ 企画提案書表紙(様式5)
- ウ 会社概要書(様式6) ※会社パンフレット等別途添付可
- エ 業務実績書(様式7)
- オ 業務実施体制表(任意様式)
- (ア) 業務を実施するにあたり、必要な人員体制を記載すること。
- (イ) 管理責任者(管理技術者)及び担当者1名以上からなる複数名による体制であること。
- (ウ) 再委託による業務を実施する場合は、その理由及び業務範囲を明示すること。
- カ 業務の実施方針及び手法、業務フロー(任意様式)
- (ア) 本業務に関する検討項目及び作業内容を明らかにしながら、業務の実施方針及び手法、業務遂行上の配慮事項、実施フロー等を記入すること。
- (イ) 枚数は2枚以内とし、簡潔にまとめること。
- キ 企画提案書(任意様式)
- 本業務の完成度を高めるための提案をすること。
- ク 業務工程表(様式8)
- 本業務の作業項目毎に実施期間を実線で記入する。
- ケ 見積書及び見積内訳書(任意様式)
- 本業務遂行に必要な経費を計上するものとし、積算内訳を添付すること。
- (2) 提出部数
- ア 提出部数 : 10部(正本1部、副本9部)
- (副本については、企業名を伏せて作成すること。)
- (3) 提出期限等
- ア 受付期限 : 令和6年7月19日(金)午後5時まで【必着】
- イ 提出先 : うるま市役所 企画部 企画政策課 担当:安慶名、金城
- ウ 提出方法 : 持参又は郵送
- (持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く
(郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日まで必着とする。))

2 企画提案書等作成にあたっての留意点

- (1) 提案は、簡潔に記述すること。
- (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- (3) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。
- (4) 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をするため、見易さに配慮すること。

3 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) プロポーザル方式実施説明書第2章1及び2に定める条件に適合しない提案。
- (2) 虚偽の記載をした提案。
- (3) 第1章3に示した参加資格を有しない者の提案。
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった者の提案。ただし、プレゼンテーションを行わない場合は該当しない。
- (5) 参考見積金額が、実施説明書に示した提案上限金額を超える提案。ただし、参考見積書の提出を求めない場合は該当しない。

4 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効するとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (6) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (7) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。
- (8) 提出された書類は返却しないものとする。
- (9) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が選定した選定委員会が次のように行う。

- (1) 審査の実施
 - ア 第1次審査（書面審査）
 - (ア) 提出された企画提案書等について、評価基準に従い書面審査を実施する。
 - (イ) 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、イの第2次審査を行うものとする。
 - (ウ) 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和6年7月25日（木）に、書面にて通知する。

イ 第2次審査（プレゼンテーション）

（ア）実施日 令和6年8月1日（木） ※詳細については対象者に別途連絡する。

（イ）第2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書の説明のために、必要な機材の使用を認める。

（ウ）評価基準に従い審査を行う。

（エ）プレゼンテーションへの出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、プレゼンテーション時間は1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。

（オ）プレゼンテーションで使用するモニターについては、市で用意する。説明用の機器やHDMIケーブル等は提案者にて準備すること。

（カ）プレゼンテーションの実施順は、企画提案書を受理した順とする。

ウ 評価基準 別紙「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

（1） 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

（2） 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

（3） 最低基準点をあらかじめ設定している場合

審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

（4） 特定・非特定の通知

提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和6年8月2日（金）[予定]に通知する。

3 特定の取消

（1） 受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次の（ア）、（イ）に該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

（ア） 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

（イ） 第1章4（1）エ及び第2章1（1）で示す書類に虚偽の記載をしたとき

4 審査結果に対する異議申し立てについて

（1） 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

第4章 その他

1 その他

（1） 本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。